

消費者被害注意情報

201715号

平成30年3月20日
島根県消費者センター
田邊(相談)・立花(啓発)
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

消費生活センターをかたる 不審な電話やはがきに注意

「消費生活センター」やこれに類似した名前をかたる者からメールやハガキで架空請求が行われたり、不審な電話等がかかってきたりする事案が全国で繰り返されています。県内でも最近、同様の相談があり、注意が必要です。

県内の相談事例とアドバイス

(事例1)

県消費者センターを名乗る男性から「あなたの名前が通販会社3社に登録されている。削除しましょうか」と電話があり、承諾した。その後、再度男性から電話があり「A社とB社は削除できたがC社はできなかった。専門職のDが削除するので連絡を待つように」とのことだった。やがてDと名乗る男性から電話があり「削除するので終わったら連絡する」との説明だったが、心配になった。(80代女性)

《アドバイス》

県消費者センターから個人情報に関する電話をすることはありません。典型的な詐欺の手口ですので、すぐに電話を切ってください。

(事例2)

県消費者センターを名乗る女性から電話で「未納金に関する電話がありませんか」と聞かれ、答えようとしたら途中で切れた。どのような内容だったのか知りたい。(80代女性)

《アドバイス》

どのような名目でも、県消費者センターから消費者の皆様にお金を要求することはありません。絶対に応じないようにしてください。

消費者庁からも緊急情報が 発出されています！

(平成30年3月15日)

全国の相談事例

(事例1)

消費生活センターから「あなたの個人情報が洩れています。削除しますか」という電話がかかってきた。

(事例2)

消費生活センターから「未納金があります」と書かれたはがきが自宅に届いた。

消費生活（消費者）センターは、消費者安全法に基づき、地方公共団体が設置した消費者のための相談、あっせん業務を行う機関です。

個人情報に関する電話やお金を要求することは絶対にありません。

トラブル相談は

消費者ホットライン

泣き寝入りは

いやや
188

不審な電話やはがきで指定された電話番号にかけるのは危険ぞう。

